

倉吉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針

本市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1 調達方針策定の目的

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）は、障がいのある方の働きたいという希望を実現するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業を創設。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく法定雇用率も令和3年3月1日より、民間企業で現行の2.2%から2.3%へ、国、地方公共団体で現行の2.5%から2.6%へ引き上げとなり、障がいのある方へのより一層の雇用の促進が社会的な責務となっている。

しかしながら、障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、就労継続支援B型事業所で働く方の工賃は、鳥取県の平均（令和元年度）で月額約19,481円であり、障がいのある方の自立に向けて、工賃水準の向上が課題となっている。

工賃水準の向上のためには、障がい者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取り組みが必要となる。

このような観点から、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進し、需要の増進を図るための調達方針を策定する。

2 調達方針の策定

調達方針の策定にあたっては、法第9条第1項の規定に基づき、毎年度、物品、役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して策定する。

3 調達方針の推進方法

障がい者就労施設等への発注に関して、障がい者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認のうえ、庁内各部署へ情報提供し、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努める。

4 障がい者就労施設等からの物品等の調達目標

令和3年度に本市が優先的に調達する物品・役務及び調達目標金額は以下のとおりとす

る。なお、障がい者就労施設等の物品の開発、充実等に応じて適宜見直しを行うものとする。

優先調達目標額 1,881千円

5 障がい者就労施設等に対する物品等の調達に関する情報の提供に関する事項

発注予定内容等について、ホームページ等を活用し可能な限り情報提供し、障がい者就労施設等の受注機会の増大を図る。

6 調達方針及び実績の公表等

- (1) 本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 その他

- (1) 各部署において、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するための取り組みを推進し、可能なかぎりすべての部署が物品等の調達を行うこととする。
- (2) 物品、役務の契約にあたっては倉吉市財務規則の定めによることとする。

倉吉市健康福祉部 福祉課

令和3年5月28日策定
